

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和3年12月9日(木) 午前10時～午前10時29分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 大野慎治 副委員長 谷平敬子 委員 宮川 隆
委員 須藤智子 委員 井上真砂美 委員 関戸郁文
委員 木村冬樹

説明員 健康福祉部長 山北由美子、教育こども未来部長 長谷川忍
行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、市民窓口課長 富邦也、同統括主査 丹羽真伸、生涯学習課長 佐野隆、同統括主査 井上佳奈、同統括主査 新中須俊一、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同主幹 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主事 丹羽亮二

付議事件及び議案審議

議案番号	事件名	採決結果
議案第83号	岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第84号	岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第85号	岩倉市子ども医療費支給条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第92号	岩倉市総合体育文化センターの指定管理者の指定について	全員賛成 原案可決
議案第93号	岩倉市学習等共同利用施設大上市場会館の指定管理者の指定について	全員賛成 原案可決
請願第4号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書	全員賛成 一部採択
陳情第13号	障害職場の一人夜勤をなくし、常時複数配置ができる基準にするよう国に対し意見書提出を求める陳情	聞き置く

厚生・文教常任委員会（令和3年12月9日）

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案5件、請願1件、陳情1件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から挨拶をお願いいたします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） おはようございます。

本日の厚生・文教常任委員会では、私どもが提案しております議案5件、それから請願、陳情も1つずつ審査いただくということで、グループ長以上、出席させていただいて説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第83号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。当局の説明はいかがいしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） よろしく願いいたします。

この条例の新旧対照表を見ると、第5条に細かく書かれている、今までできたことがあると思います。

それを削除してもう一回つけてということであるかと思いますが、ちょっと具体的に今までできて、やっていたかやっていないかは岩倉市においては別にして、今までできたことと、これからできるようになることを少し具体的に教えていただきたいと思います。よろしく願いします。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） これまでは、条例第5条に規定されておりました保育の提供に際しての重要事項を記した文章について、利用申込者の承諾を得て書面での交付に代えて、電磁的方法により提供することができるとなっておりましたが、今回、国の基準のほうも少し施設の負担軽減であるとか、利用者の利便性向上を図る観点から、対象が増やされておるというところでございます。

そこに関しましては、少し各条ごとに申し上げをさせていただきますと、

具体的には、条例の第12条にあります特定教育・保育の提供の記録である。また、13条5項には利用者負担額の領収書、同じく同条第6項には日用品や文房具の用途の説明、また14条には施設型給付費の額や特定教育・保育提供証明書の交付、19条へ行きますと認定保護者の不正行為についての市への通知であるとか、27条には他の事業所への情報提供についての同意書、30条第2項には苦情の内容の記録、第32条3項には事故の状況や処置についての記録、34条には職員の整備や会計についての記録、これらについては5年間保存するというふうにはなっておるんですけども、これらのことが保護者の了承を得た上で、包括的に電磁的な方法により対応するということが可能になるというものでございます。

◎委員（関戸郁文君） 丁寧な説明ありがとうございます。

もう一つ、本会議でも質問があったこととございます。

セキュリティーに関してなんですが、かなり細かくこの条例の中では定義されていますが、セキュリティーに関しては特に定義はされていないような感じがします。

それは何か別なところで定義されているというふうに考えてよろしいでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 岩倉市の場合は、ここではあくまでもできるものということが書いてございまして、公立保育園にすることが対象になるんですけども、岩倉市の特定個人情報の取扱いに関する管理規定によって、市が保有する情報と同様なセキュリティー対策を講じるということになってございますので、そちらのほうで規定をしているということとございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 具体的にまたちょっとお聞かせいただきたいんですが、保育園、幼稚園含めてなんですが、日々の連絡、保護者にとっては連絡帳あるいは掲示板などで、そういうものが今は紙面で行われているわけですけども、タブレットやスマホへの対応も可能であるというふうに考えさせてもらってもよろしいのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今回は、従来であった重要な事項に対しての記録というところとか、今後公式に残していくものについての記載がしておるものでございますけれども、日常的な連絡は当然今、保護者がお迎えに来た際には掲示板にというのが一番目につくところとございますが、例えば、台風であったり情報だとかというところは、もともと公立保育園でいうといわくらっ子あんしんメールという個別に保護

者への連絡メールは用意してございますので、日常的な連絡というものは、従来から実際行わせていただいているというところでございます。よろしくお願いたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第83号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第83号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第84号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第84号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「岩倉市子ども医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 質疑はないようですので、質疑を終結します。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第85号「岩倉市子ども医療費支給条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第85号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号「岩倉市総合体育文化センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第92号「岩倉市総合体育文化センターの指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第92号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号「岩倉市学習等共同利用施設大上市場会館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第93号「岩倉市学習等共同利用施設大上市場会館の指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第93号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願の審査に入ります。

請願第4号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」を議題といたします。

請願者はお越しになっておりません。紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 毎年、自治体キャラバンということで、もう歴史を重ねてきているということでもあります。42年という歴史の中で、様々な制度が各自治体で改善をされてきているというふうに思っています。

そういった意味で、この運動は非常に重要な運動だというふうに思っているわけですが、毎年多岐にわたる要請項目がありますので、そういった点では、なかなかこれを全てやると予算がどれだけ要するのかという議論になってくるといようなこともあります。特に提案理由の説明をしたときに申しましたように、国や愛知県に対する意見書の提出をぜひできるものは検討していただきたいということで、あらかじめ申し上げておきますと、国に対する意見書としては、大きい2の1の⑤岩倉市が18歳年度末まで来年4月1日から助成を広げるといことになりますので、国の制度として創設してほしいということでもあります。そういったことによって、岩倉市の負担が減るといことでもありますので、ぜひこの点は検討していただきたいと思います。

それから、⑦新型コロナウイルス感染症に関わるものについては、新たな要求、要請でもありますので、この点についてもぜひ、自治体に対する支援ということでは意見書も出しているところではありますが、こういうケア労働者、ケアの事業所、こういったところへの支援も強めてほしいといことの意味意見書が出せたらというふうに思います。

それから、2の愛知県に対する意見書においては、(1)の福祉医療制度についてであります。これもいずれも岩倉市では県の制度を上回ってやっているとところが幾つかあります。そういったところで県の制度が広がることによって、岩倉市の負担も減るといことでもありますので、そういった点でこの意見書が出せないか。18歳年度末まで医療費無料制度、それから独り暮らしの非課税高齢者などへの給付制度、それから精神障害の方の一般の医療に対する助成と、こういったところが広がれば市の負担も減るといことでもありますので、ぜひこの意見書が県に出せたらというふうに思います。

それから③のところも、コロナに関するところではありますが、国に要望してくださいというところが中心になろうかと思えますけど、県独自でも、例えば病床数の確保だとか、県独自の補助金だとか、検査の中身だとかというところがありますけど、こういったところも意見書が出せたらというふうに思いますので、そういった点で、今言ったような項目について、一部採択をさせていただいて、意見書が出せればというふうに思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

◎委員長（大野慎治君） 紹介議員の補足説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。

◎委員（須藤智子君） 紹介議員の方にお尋ねしますが、この請願書を毎年提出されているんですけど、去年なんかは岩倉市でやっていることはカットしてということと言われたんですけど、今回はどの部分を直されたか。お願いします。

◎委員（木村冬樹君） 毎年、陳情という形でこちらにお見えになるんですね。10月ぐらいに来るんですけど、10月の後半ぐらいに。その際にはどこも共通した形で自治体に対して出されるわけですけど、岩倉市としては昨日の税に関する事だけは委員会できちっと分けて審議できるようにというふうに変えました。ただ、この中身の精査については、ちょっとできていません。

例えば、制度を実施してくださいということと拡充してくださいと書いてある、そういうところは実施しているものもありますので、それを拡充してくださいに変えるべきかもしれませんが、そこまでの調整はちょっと請願者との間でできておりませんので、その辺は酌んでいただいて、もちろんやれていることは岩倉市でもあるということもちょっと知っておいていただいて審議していただきたいというふうに思います。申し訳ありません。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（須藤智子君） 今、木村議員から意見書の意見で4件提出をしてということと言われたんですけど、これ4件全部出すということはちょっと無理があるかなとは思うんですね。

国への意見書7、新型コロナウイルス感染症ということの意見書ですけど、これはもう出していますので、ちょっと無理かなという気は私はするんですね。

それと県への意見書①、これは岩倉市のほうでやっているということもありますので、これもちょっと意見書提出は……。

[発言する者あり]

◎委員（須藤智子君） 1番です、県への。福祉医療制度を守りという意見書ね。

それと県への意見書で……。

これ一緒ですね。7番と3番とあるんですかね、新型コロナ。さっき言われたのは。

〔発言する者あり〕

◎委員（須藤智子君） これが意見書を出しているのかな。岩倉市で出しているということですので、採択できるということにしますと、国への意見書の⑤、18歳年度末までの医療費、これは今議会でも議案が出ていますし、来年から岩倉市でも行うということなんですけど、財政的に国から支援していただけるといいかなと思いますので、私はこれは意見書は出せるかなと考えておりますが、皆さんはどうでしょうか。

◎委員長（大野慎治君） 今のは木村委員への質疑ということでお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） まずコロナの問題については、岩倉市が出しているのは、自治体に対して、岩倉市に対してこういう支援をしてほしいという内容であって、今回お願いしているのは医療や介護、福祉、保育に関わる事業所への支援ということなものですから、ちょっと趣旨が違うとは思いますが。

もちろん皆さんの同意が必要ですので、同意が取ればという範囲になってくるんですけど、ただ愛知県の福祉医療について、これは国に出すと同じで、県としても子どもの医療費の拡充を求めるということで、そういったことによって、国がやればもちろん県の負担が減りますし、市の負担も減ることになるんですけど、国ができなかったとしても、県がやれば市の負担は減るといってもありますので、そういった意味で同意が取ればというところでもあります。

最終的には全員の同意が取れるところで、須藤委員が言ったところの範囲になるかもしれませんが、そういった点については皆さんの意見をお願いしたいなというふうに思います。以上です。

◎委員長（大野慎治君） それでは、ほかに質疑はございませんね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、委員間討議に入ります。

今御提案いただいた4件、国に対する意見書の⑤、⑦、愛知県に対する意見書で(1)が紹介議員から協議していただきたいという御提案でございましたので、各委員の御意見を聞かせていただきます。

昨年度は国に対する意見書の⑤を意見書として出させていただいて、こちらのほうは、昨年度は合意できて出させていただいておりますが、各委員の御意見をお聞かせください。

◎委員（関戸郁文君） 本当に、中身はすごくそのとおりでなということが多くて、紹介議員の方もおっしゃられたとおりで、これ全部やったら幾らかかるんだという話になります。

それで、やっぱり念押しとかそういうものはちょっと請願にそぐわないのかなというふうに思いますので、昨年出した18歳以下のところは採択して意見書として出すと。それ以外については、ちょっと考えさせていただいて、1つだけ一部採択するのがいいのかなというふうに考えるところでございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに御意見はございませんか。

◎委員（宮川 隆君） あえて木村委員が言われている内容、要は文章そのものから全てが読み取れるかというのはちょっと難しいのかなと。あまりにも網羅され過ぎていてとは思いますが、趣旨的に国や県の制度を整えば、やっぱり当然岩倉市の負担が軽減されるということは自明の理でありますので、今木村委員が言われたことに対して賛同するところなんですけれども、そうすると一部採択はあくまでも委員会での全員一致ということになりますので、委員会として合意が取れるところで合意をしていくということに関しては、何ら反対するものでもないということになります。以上です。

◎委員長（大野慎治君） 皆さんの御意見からすると、今関戸委員から御提案がありました国に対する意見書の⑤18歳年度末までの医療費無料制度の創設というのは多分皆さんが合意が取れる事項だと思います。

今、ほかにも御提案がありました国に対する意見書の7番、新型コロナウイルス感染症に関わる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。国は、できるだけ今予算をつけて配慮はさせていただいておりますが、こちらのほうは合意は難しいでしょうかね。

◎委員（井上真砂美君） 例えばコロナ関係で、医療機関、介護施設の倒産、廃業にならないようにとか、どうなんでしょう。私のアンテナが低いのか、ちょっとあまり聞こえていないような感じもしますし、概算払いをしてくださいとか、ちょっとそれとコロナの感染症に関して、今は日本もやや落ち着いているけど、油断大敵だなというところで。だけど、ちょっと今様子見の関係が多いと思いますので、この辺の意見書は差し控えてもよいかなと思っております。コロナ関係に関してですが。

◎副委員長（谷平敬子君） 私も4番のところ、マスクの消毒用アルコール

ル液などの標準予防策に必要な資材が全ての医療機関、介護、福祉、保育事業に行き渡るようにしてくださいとあるんですけれども、今、コロナも随分収束していて、いろんな面でこういうマスク、消毒も行き渡っているんじゃないかなと思いますけれども。

その後に、介護、障害者も対象としたかかり増し経費の補助を継続してくださいとありますけれども、これも補助はいただいているんじゃないかなと思っておりますので。以上です。

◎委員長（大野慎治君） 今御意見いただいたように、今の⑦についてはちょっと合意が難しいということでございます。

最後に、愛知県に対する意見書、(1)の福祉医療制度についてはいかがでしょうか。

紹介委員から御提案があったのは、1、2、3の部分ですが。

なかなか御意見が出ませんので、合意が難しいのかなということで、よろしいでしょうか。

皆さん下を向かれると僕もなかなか、僕が決めちゃいけないので、大変申し訳ございませんが。

[挙手する者なし]

◎委員長（大野慎治君） それでは、ないようですので、委員間討議を終結します。

先ほど関戸委員から御提案がありまして、ほかの委員の皆さんも御賛同を得ておりますので、【2】国及び愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してくださいのうち、1. 国に対する意見書、⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してくださいの部分に関して一部採択する御提案をいただきました。

皆さんも御異論ないということでございますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

請願第4号、ただいま述べました【2】、国に対する意見書のうち、⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してくださいについて、一部採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第4号は全員賛成により一部採択することに決しました。

続きまして、陳情第13号「障害職場の一人夜勤をなくし、常時複数配置ができる基準にするよう国に対し意見書提出を求める陳情」についてを議題といたします。

本陳情の取扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 聞きおくという意見が多いので、聞きおくとして各委員において熟読していただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本日の本委員会の委員長報告の文案については正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、そのように決しました。

また、視察研修について、日帰り研修なら実施できる今状況ではございますが、相手先の課題もありますので、もし提案がありましたら実施するかも含めて協議させていただきますのでよろしくようお願いいたします。

なお、継続審査事項については今回もなしということにさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 今回も継続審査事項についてはなしということでお願いします。

また、厚生・文教常任委員会の所管で勉強したい課題等がございましたら、また正・副委員長に御報告願いますようお願いいたします。

以上で、厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。